

佐世保工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条及び第54条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、連携教育プログラムの履修学生については、佐世保工業高等専門学校専攻科連携教育プログラムの履修等に関する規程に定めるものとする。

(専攻・系)

第2条 複合工学専攻は、専門分野により、機械工学系、電気電子工学系、情報工学系及び化学・生物工学系の4系列に区分し、在籍する学生は、いずれか一つの系列を必ず選択しなければならない。

2 前項により系列を選択した者のうち、産業数理系科目を履修する者を「産業数理技術者育成プログラム履修者」とする。

(授業方法)

第3条 専攻科の授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(メディアを利用して行う授業)

第3条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用した授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用した授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

3 メディアを利用して行う授業に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第4条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに校長に、提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき提出された「受講申告書」について、校長が必要と認めるときは、「受講申告書」の再提出を求めることができる。

(試験)

第5条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により定期試験を受験することができなかった者のうち、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

一 疾病（医師の診断書を要する。）

二 忌引

三 その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 再試験は、第6条に定める成績の評点が60点未満であった者のうち、別に定める「再試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(成績の評価)

第6条 成績は、授業科目ごとに第5条に規定する試験の成績その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評語及び評点は、次の区分による。

評語	A	B	C	D
評点	100～80	79～70	69～60	59～0

3 前項の評価は、各授業科目とも出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をしたものに対して行う。

4 再試験により合格した授業科目の評点は、60点とする。

(単位の認定)

第7条 前条第2項の規定に基づき、評語がA、B及びCに評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして、単位を認定する。

(再履修)

第8条 第4条第1項に規定する試験の結果、Dに評価された授業科目のうち、修得する必要がある授業科目については、原則として次年度に再履修するものとする。

(修了要件等)

第9条 専攻科に2年以上在籍し、所定の授業科目を履修し、64単位以上(一般科目17単位以上、専門基礎科目15単位、専門科目32単位以上)を修得していること。

2 「産業数理技術者育成プログラム履修者」のうち、産業数理系科目の単位を修得した者には、修了証を授与する。

(大学等における学修等)

第10条 大学等で開設されている授業科目を履修しようとするときは、事前に校長に、その許可を受けなければならない。

2 大学において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(「複合型もの創り工学」教育プログラム)

第11条 本校に、日本技術者教育認定のために「複合型もの創り工学」を置き、専攻科は後期課程とする。

2 「複合型もの創り工学」教育プログラムについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程(平成9年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年11月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。